

～ 本 編 ～

保育料の負担軽減を拡大します！

認可保育所や認定こども園等（以下、「保育所等」という。）の利用者負担額（保育料）は、国が個々の世帯収入に応じ、設定できる上限額を定め、その範囲内で各自治体が設定し、運営しています。

このような中、長崎市の保育所等においては、すでに、国が定める上限額よりも低い利用者負担額（保育料）を設定し、子育て世帯の負担軽減に努めています。今回、より多くの子育て世帯で負担が軽くなるよう、平成 29 年 9 月分の保育料から**長崎市独自**で負担軽減の範囲を拡大（**世帯推定年収約 360 万円を約 470 万円に拡大**）することになりました！

該当する世帯の条件にあてはまるかを、次のチェックリストで確認をお願いします。

《チェックリスト》

- 世帯に 2 人以上の子どもがいて、保育所等^{※1}を利用している。
- すでに保育料が発生している。
- 世帯の市民税所得割額が 97,000 円未満である。**

全てチェックができた世帯は…

第 1 子として数える子どもの**年齢制限条件^{※2}**が撤廃され、
保育料が**半額もしくは無料**となります。

次ページ以降に制度やモデルケース等を記載していますので、ご参照ください。

【お問い合わせ】

長崎市こども部幼児課保育係
TEL：095-829-1142

《注意事項》

- ※1 認可外保育所や一時預かり事業を利用している子ども、及び子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に在籍している児童の保育料は対象になりません。なお、対象になる児童は、最後のページに記載していますのでご参照ください。
- ※2 第 1 子として数える子どもの年齢制限条件として、これまでは、1号認定（教育利用）は、小学校 3 年生までの範囲、2・3号認定（保育利用）は、小学校就学までの範囲でした。なお、チェックリストに該当しない場合は、これまでの条件と変更はありません。
- ※3 チェックリストで全てチェックができた世帯でも、すでに半額や無料になっている一部の世帯【例：父・母・子 2 人（年長と年少）の世帯】では、変更がない場合があります。
- ※4 年齢制限条件撤廃後の対象となる子の範囲は、住民票上で同一世帯の概ね 18 歳までの子です。

制度変更前後での比較

次の比較表の「これから（平成 29 年 9 月分～）」のうち、網掛け部分が**長崎市独自の負担軽減拡大部分**です。

【比較表】

幼稚園・認定こども園等に通う子ども【1号認定子ども】の場合

これまで（～平成 29 年 8 月分）		これから(平成 29 年 9 月分～)
<<条件 1>> 【対象】 全ての世帯 幼稚園年少から小学校 3 年までの範囲 において、最年長の子どもから順に 2 人目は半額、3 人目以降は無料。	➡	<<条件 1>> 現行どおり
<<条件 2>> 【対象】 <u>市民税所得割 77,101 円未満</u> の世帯 同一世帯の最年長（概ね 18 歳）の子どもから数えて 2 人目は半額、3 人目以降は無料。	➡	<<条件 2>> 【対象】 市民税所得割 97,000 円未満 の世帯 同一世帯の最年長（概ね 18 歳）の子どもから数えて 2 人目は半額、3 人目以降は無料。

保育所・保育園・認定こども園等に通う子ども【2・3号認定子ども】の場合

これまで（～平成 29 年 8 月分）		これから(平成 29 年 9 月分～)
<<条件 1>> 【対象】 全ての世帯 小学校就学前の範囲 において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に 2 人目は半額、3 人目以降は無料。	➡	<<条件 1>> 現行どおり
<<条件 2>> 【対象】 <u>市民税所得割 57,700 円未満</u> の世帯 同一世帯の最年長（概ね 18 歳）の子どもから数えて 2 人目は半額、3 人目以降は無料。	➡	<<条件 2>> 【対象】 市民税所得割 97,000 円未満 の世帯 同一世帯の最年長（概ね 18 歳）の子どもから数えて 2 人目は半額、3 人目以降は無料。

《注意事項》

※認可外保育所や一時預かり事業を利用している子ども、及び子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に在籍している児童の保育料は対象になりません。

モデルケース

想定：市民税所得割額 77,101 円以上 97,000 円未満の世帯

＜ケース 1＞ 父・母・子 2 人(小学校 4 年生と年長)の場合

①幼稚園・認定こども園等に通う子ども【1号認定子ども】の場合

年齢	学年	保育料カウント	年齢	学年	保育料カウント
9 歳	小学校 4 年生	×	9 歳	小学校 4 年生	1 人目
5 歳	幼稚園年長	1 人目	5 歳	幼稚園年長	2 人目

⇒保育料は 1 人目により基準額の全額

⇒保育料は **2 人目により基準額の半額**

②保育所・保育園・認定こども園等に通う子ども【2・3号認定子ども】の場合

年齢	学年	保育料カウント	年齢	学年	保育料カウント
9 歳	小学校 4 年生	×	9 歳	小学校 4 年生	1 人目
5 歳	保育所年長	1 人目	5 歳	保育所年長	2 人目

⇒保育料は 1 人目により基準額の全額

⇒保育料は **2 人目により基準額の半額**

平成 29 年 9 月分からの保育料は、①と②どちらも基準額の**半額**となります。

＜ケース 2＞ 父・母・子 3 人(中学校 1 年生と小学校 4 年生と年長)の場合

①幼稚園・認定こども園等に通う子ども【1号認定子ども】の場合

年齢	学年	保育料カウント	年齢	学年	保育料カウント
12 歳	中学校 1 年生	×	12 歳	中学校 1 年生	1 人目
9 歳	小学校 4 年生	×	9 歳	小学校 4 年生	2 人目
5 歳	幼稚園年長	1 人目	5 歳	幼稚園年長	3 人目

⇒保育料は、1 人目により基準額の全額

⇒保育料は **3 人目により無料**

②保育所・保育園・認定こども園等に通う子ども【2・3号認定子ども】の場合

年齢	学年	保育料カウント	年齢	学年	保育料カウント
12 歳	中学校 1 年生	×	12 歳	中学校 1 年生	1 人目
9 歳	小学校 4 年生	×	9 歳	小学校 4 年生	2 人目
5 歳	保育所年長	1 人目	5 歳	保育所年長	3 人目

⇒保育料は、1 人目により基準額の全額

⇒保育料は **3 人目により無料**

平成 29 年 9 月分からの保育料は、①と②どちらも**無料**となります。

対 象 者

長崎市で 1～3 号認定を受けた児童。

《具体例》

- (1) 市内の認可保育所・保育園（95 施設）に在籍する児童。
- (2) 市内の認定こども園（28 施設）に在籍する児童。
- (3) 子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園（高島・小ヶ倉・みやま・日見）や小規模保育事業施設（伊王島ふるさと）等に在籍する児童。
- (4) 長崎市で 1～3 号認定を受けた児童で、市外にある(1)～(3)の施設に在籍する児童【広域入所者】。

[施設名や施設数は平成 29 年 8 月 1 日時点]

対 象 外 （ 参 考 ）

長崎市で 1～3 号認定を受けていない児童。

《具体例》

- (1) 子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に在籍している児童。
- (2) 認可外保育所や一時預かり事業を利用している児童。
- (3) 他の自治体で 1～3 号の認定を受けた児童で、対象者具体例の(1)～(4)の施設に在籍している場合。

なお、上記、《具体例》の(1)に該当する児童については、別の軽減措置として「私立幼稚園就園奨励費援助」があります。

詳細については、別資料【補足編】をご確認いただくか、長崎市こども部幼児課管理係（TEL:095-829-1142）にご確認ください。